

徳島労働局発表
令和4年11月21日

【照会先】
徳島労働局労働基準部賃金室
室長 天満 弘明
室長補佐 吉成 洋美
電話：088(652)9165

報道関係者 各位

徳島県特定最低賃金の改正について

ー令和4年12月21日から改正発効されますー

徳島労働局長（伊藤 浩之）は、徳島地方最低賃金審議会（会長 段野 聡子）から「徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」及び「徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の最低賃金引上げについて答申を受け、答申どおり改正決定する旨の決定を行いました。新しい特定最低賃金は、12月21日（水曜日）より効力が発生します。

なお、県内全ての労働者に適用される「徳島県最低賃金」は、令和4年10月6日から時間額855円に改正されています。

1 適用される産業と最低賃金額（詳細は別添を参照ください。）

特定最低賃金が適用される産業名	最低賃金額（時間額）		引上げ額	効力発生日
	現行	改正後		
造作材・合板・建築用組立材料製造業	876円	—	—	令和3年12月21日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	945円	977円	32円	令和4年12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	911円	942円	31円	

2 今後の取組

徳島労働局では、各自治体、労使団体、関係事業主等に対し広く周知徹底を図るとともに、引き続き、業務改善助成金の活用促進など中小企業・小規模事業場に対する支援を進めることとしています。

特定最低賃金の概要

件 名	徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金	徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
適用する範囲	徳島県全域		
適用する使用者	徳島県の区域で各産業を営む使用者		
適用する労働者	上記使用者に使用される労働者		
適用除外される労働者	(1) 18歳未満または65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者		
	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務
	(4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者	(4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	(4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者
最低賃金額	時間額876円	時間額977円	時間額942円
答申日	—	9月26日	10月21日
異議の申出期間	—	答申日から10月11日まで	答申日から11月7日まで
官報公示日	—	令和4年10月25日	令和4年11月21日
効力発生日	—	令和4年12月21日	
現行最賃額	876円	945円	911円
引上げ額	—	32円	31円
引上げ率	—	3.39%	3.40%

※「徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金」は引き続き時間額876円です。(現行どおり)